

令和5年度「過疎地域インターン促進事業参加企業募集」
に係る募集要領

令和5年10月

(主催：茨城県 事務局：NPO法人ETIC.)

1. 事業目的

過疎地域の中小企業等に都市部の学生を長期インターンとして呼び込むことで、企業の新たなチャレンジや事業活動の活性化を促進するとともに、地域の人々との交流を通じ、将来の移住につながる関係人口の創出を図ります。

2. 募集対象

学生をインターン生として約1か月間受け入れ、企業の新たなチャレンジや事業活動の活性化を目指す、中小企業等（個人事業主や団体を含む）。ただし、過疎地域を抱える11市町※に事業の拠点を置く事業者であること。

※常陸太田市、潮来市、常陸大宮市、稲敷市、かすみがうら市、桜川市、行方市、城里町、大子町、河内町、利根町

3. 募集内容

参加企業には、下記の事項を満たす事業の取組をお願いします。

<留意事項>

- ① 単なる人員不足の補填ではなく、自社の新事業へのチャレンジなど“新たな挑戦”に関わる内容であること
- ② 事業に取り組むことによる効果が、地域の課題解決や活性化につながる内容であること

4. 支援内容及び参画費用

本事業では、学生の募集から決定、インターンまでの行程で、以下の支援を実施する。

①	学生と共に取り組むプロジェクト（インターンプログラム）の設計及び募集要項の作成
②	応募した学生との1次面談の代行及び企業との面談への同席・支援
③	応募した学生の可否判定の際の企業との情報整理、相談対応
④	採用した学生との誓約書や各種契約書の締結の支援
⑤	学生との活動開始後の相談対応及び事務局からの双方への定期的な声掛け

参画費用：原則無料

※インターン学生の現地滞在や活動に関する経費について、一部を参加企業に負担していただく場合があります。（県が想定する上限を超える場合等）

5. 募集期間

令和5年10月16日（月）～令和5年11月6日（月）

6. 申込方法

別紙申込書の必要事項を記載の上、下記提出先あてご提出ください。

※申込書の詳細をお聞きするため、事務局よりヒアリングさせていただく場合があります。

提出先：過疎地域インターン促進事業事務局（事業受託・運営：NPO法人ETIC.）

E-mailアドレス：joinusibaraki@etic.or.jp

※提出の際は件名（題名）を「過疎地域インターン促進事業参加申込み」としてください。

7. 今後のスケジュール

インターン期間：令和6年2月中旬～令和6年3月中旬

※開始時期は学生の選考状況により前後する可能性があります。

実施内容	開催期間
参加企業募集期間	◎10月16日（月）～11月6日（月）
参加企業確定	◎11月13日（月）
募集要項作成（各企業毎に実施）	◎11月中旬～下旬
学生とのマッチングフェア（オンライン）	◎12月3日（日）12：30～17：00
学生の募集・選考（各企業毎に実施）	◎12月5日（火）～年末
学生受入準備	◎1月中旬
インターン期間（各企業毎に実施）	◎2月中旬～3月中旬
合同キックオフ研修	◎2月中旬
合同中間研修	◎2月下旬
修了研修・成果報告会	◎3月中旬

8. 応募資格

(1) 応募資格

申込希望者は、次に掲げる要件をすべて満たす企業等とします。

①	過疎地域を抱える11市町※に事業の拠点を置く中小企業等（個人事業主や団体を含む）であること。 ※常陸太田市、潮来市、常陸大宮市、稲敷市、かすみがうら市、桜川市、行方市、城里町、大子町、河内町、利根町
②	経営者か同等の裁量をお持ちの方が、受入担当者・窓口となること。
③	受入担当者が合同研修（全3回）や人材選考の面談に出席可能であること。
④	受入担当者がプロジェクトに比率高くコミット可能であること。
⑤	事業活動を通じた地域課題解決や地域活性化に関心があること。
⑥	会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
⑦	茨城県暴力団排除条例（平成 22 年茨城県条例第 36 号）第 2 条第 1 号又は同条第 3 号に規定する者でないこと。

(2) 失格規定

次に掲げる事項に該当する者は、応募資格を失うものとします。

①	虚偽の内容で応募した者
②	応募書類の提出後（1）応募資格の要件を満たさないことが認められた者
③	選考の公平性に影響を与える行為をした者
④	募集要項に違反すると認められる者
⑤	その他不正な行為や公序良俗に反する行為を行ったと認められる者

9. 審査・結果について

(1) 審査の流れ

申込書類の受理後、事務局にて精査を行い参加可否について判断する。

※申込書の詳細を確認するため、場合に応じて、事務局よりヒアリングを実施する。

(2) 審査方法

- 申込用書類の内容について、後述の「(3) 審査にあたっての視点」を基に、書類審査を行う。
- 書類審査は申込書類受理後、直ちに事務局内部にて実施する。
- なお、応募企業多数の場合は「(3) 審査にあたっての視点」の各項目について相対評価を行い、選考する。

(3) 審査にあたっての視点

①	「8. (1) 応募資格」の要件を満たしているか。
②	本事業の主旨を理解した応募内容となっているか。
③	自社の現状・課題を踏まえたアクションプランが設計されているか。
④	アクションプランの内容が地域の課題解決や活性化に寄与するものであるか。
⑤	アクションプランに実現可能性が見込まれるか。

(4) 審査結果の通知について

審査に通過した企業については、本事業ページで公表すると共に、当該企業についてその旨を通知する。審査内容については非公開とする。

※審査結果に関する問い合わせには回答できませんのであらかじめご了承ください。

10. 問い合わせ先

過疎地域インターン促進事業事務局（事業受託・運営：NPO法人ETIC.）

E-mailアドレス：joinusibaraki@etic.or.jp

※お問い合わせの際は件名（題名）を「過疎地域インターン促進事業参加企業募集に関するお問い合わせ」としてください。他の件名（題名）ではお問い合わせに回答ができない場合がございます。